

国保

**退職者医療制度を
ご存じですか?**

次の条件にあてはまる方。
(1)退職被保険者の直系尊属、
配偶者(内縁でもよい)と
3親等内の親族又は配偶者
の父母と子。
(2)国民健康保険の加入者で、
老人保健の適用を受けてい
ない。

- (3)年間の収入が130万円未満であること。
- (2)老人保健の適用を受けてい
ない。
- (3)年間の収入が130万円未満であること。

国民健康保険の資格がある
方で、長い間会社や役所など
に勤め、厚生年金や共済組
合、船員保険などから年金を
受けられる方とその被扶養者
が、老人保健制度の適用を受
けるまでの間、医療費負担を
軽減する制度です。

対象となる方

●退職被保険者(本人)

(1)国民健康保険に加入して
いる方又はこれから加入す
る方。

(2)老人保健制度の適用を受
けている方。

(3)厚生年金や各種共済組合
などの年金(ただし国民年
金は除く)を受けられ、そ
の加入期間が20年以上、
若しくは40歳以降10年以
上ある方。

●被扶養者となる方

退職被保険者と生活をとも
にし、おもに退職被保険者の
収入によって生計を維持し、

剤にかかる一部負担について
は、一般的の国保と同様に別途
負担となります。

○入院2割・外来3割

※入院時の食事代と外来の薬

年金証書が届いた日の翌日
から14日以内に、年金証書・
国保の保険証・印鑑を持参し
て、町民課保険医療係に届け
出で「国民健康保険退職被保
険者証」の交付を受けてくだ
さい。

届け出が必要です

診療を受けるときは、「國
民健康保険退職被保険者証」
を医療機関の窓口へ提出して
受診してください。

医療機関に支払う一部負担
金は次のとおりです。

○退職被保険者(本人)
入院・外来とも2割

○被扶養者(家族)

入院2割・外来3割

※入院時の食事代と外来の薬

剤にかかる一部負担について
は、一般的の国保と同様に別途
負担となります。

12月の納税

固定資産税

第3期 第6期

国民健康保険税

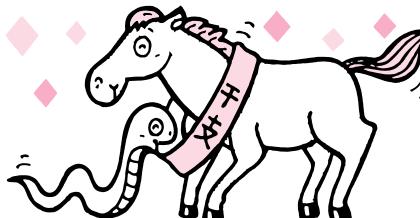
第6期

口座振替日は

銀行・信金……12月25日(火)
農協・郵便局……12月25日(火)
※納税は便利な口座振替で

～税金は国を動かす

エネルギー～



年金

**保険料の納め忘れは
ありませんか!**

ぜひ、ご利用ください。

**平成14年4月から
保険料納付先が
国へ変更されます!**

国民年金保険料の納付先が、
平成14年4月より、社会保
険庁(国)から被保険者へ送
付される納付書で、社会保険
庁へ直接納付していただく方
式に変更されます。

①保険料を納付できる場所が、
全国の郵便局、都市銀行、
地方銀行、農協や漁協、信
用金庫、労働金庫、国民年

金基金などで納めることができます。
将来、年金を受けるために
は、加入しているだけではなく
毎月の保険料をきちんと納め
ることが必要です。

「保険料を掛けても…」「今
から老後の蓄えなんて…」な
どと、納めずに放つておくと、
2年を過ぎた保険料は後で納
めることができなくなり、将来、
受けられなくなったりします。

また、万一の事故や病気な
どで障害になってしまふた時
の障害基礎年金や、不幸にも
亡くなつた時の遺族基礎年金
なども、受けられなくなる恐
れがあります。

自分で自身の老後の基盤を築
いていくために、保険料を忘
れず納めることが大切です。

③平成13年度分の保険料は、
現行どおり、平成14年4
月末までは、松前町発行の
納付書で納付となります。

②現在、口座振替で保険料を
納付されている方は、希望
により平成14年以降も国
において継続して口座振替
ができます。

③平成13年度分の保険料は、
現行どおり、平成14年4
月末までは、松前町発行の
納付書で納付となります。

お問合せ先

役場町民課年金係

☎ 985-4106

度があります。
保険料の納め忘れを防ぐた
めには、便利で確実な保険料
の口座振替や、お得な前納制
度があります。